

「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」の適用範囲の拡大を強く求める会長声明

2023年（令和5年）8月4日、出入国在留管理庁は、「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」（以下「対応方針」という。）を発表した。対応方針は、同年6月9日に成立した出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行までに日本で出生して、小学校、中学校又は高校で教育を受けており、引き続き日本で生活をしていくことを真に希望している子どもとその家族には、親に看過し難い消極事情がある場合を除いて、家族一体として日本社会との結び付きを検討した上で、在留特別許可をするとしている。

当会は、対応方針によって、日本で出生しながらも従来の運用では在留資格を有する見込みのなかった子どもたちに在留資格が認められ、このような子どもたちが安定した法的地位を得られるようになることを歓迎する。

そのうえで、さらに、対応方針は決して十分なものとはいえないため、以下の点について懸念を表明するとともに、その適用範囲の拡大を強く求める。

1 日本で出生していることを要件としている点

対応方針は、子どもが日本で出生していることを要件としている。しかし、この要件には合理性がない。

なぜなら、日本で出生した子どもと幼少期に来日した子どもの間に、日本への定着性における有意な差異はないからである。幼少期に来日し、人生の大半を日本で過ごしている子どもを対応方針の対象外とすることは、子どもの最善の利益（子どもの権利条約3条）を蔑ろにするものである。当該権利、利益の観点からは、日本で出生したか否かよりも、むしろ日本で生活している期間や同期間がその者の年齢に占める割合、日本で成長してきた環境やその人格形成過程に着目する方が合理的である。

さらに、日本での出生という要件を設けることによって、同じ両親の子どもでも、幼少期に来日した年長者と、来日後出生した年少者との間

で結論を分けることとなりかねず、家族の分断を招き得る。このような事態は、家族結合権（自由権規約 17 条、23 条）を侵害するおそれがある。

法務大臣は、対応方針の発表日と同日、「我が国で出生していない子どもについても、個別の事案ごとにその点を含めて、諸般の事情を総合的に勘案して在留特別許可の許否を判断していく」と述べた。しかし、在留特別許可が得られるか否かは本人や家族の人生を左右し得る重大なものであるから、出入国在留管理庁の裁量的な個別判断という不透明・不安定な方法ではなく、確実に救済できる方策を実現すべきである。

2 対象が 18 歳未満に限られている点

対応方針は、「子ども」すなわち 18 歳未満であることを要件としている。したがって、対応方針の実施時期にたまたま 18 歳以上になってしまった者は対象外となる。

しかし、年齢が高いということは、より一層日本への定着性を有する可能性があり、対応方針のようなルールが早期に定められていたら救済されるはずだった者が、早期にルールが定められなかったために救済の対象から外れしまうことになってしまうから、対象が 18 歳未満に限られている点に合理性はない。

3 親の事情を考慮している点

法務大臣は、上記要件を満たしたとしても、「親に看過し難い消極事情がある場合」には在留特別許可をしないとしている。この消極事情としては、出入国在留管理行政の根幹に関わる違反、反社会性の高い違反や懲役 1 年を超える実刑判決を受けたことなどが挙げられている。

しかし、親の事情によって子どもを差別することは、父母の地位による差別を禁じた子どもの権利条約 2 条 1 項に抵触し得る。子どもは親と別の人格を持つ独立した主体であるから、子ども自身の在留資格については、親の事情に関わらず検討されるべきである。

4 一時的な措置とすべきではないこと

対応方針は、その措置を今回限りのものとしており、その理由として、「改正入管法が成立して、庇護すべき者は適切に庇護する一方、送還す

べき者はより迅速に送還をすることが可能になる結果、今後は在留資格のないまま在留が長期化するこどもの増加を抑止することが可能になる」からであるとしている。

しかし、改正入管法では庇護すべき者を適切に庇護することができないことは、当会を含む多くの団体、機関が指摘しているとおりである（2023年（令和5年）8月21日付当会の「入管法改正案の成立に強く抗議する会長声明」参照）。

国が子どもの最善の利益、差別されない権利、家族結合権や親と引き離されない権利を保障する義務は国際条約上の責務である。対応方針は当該責務の一部を果たすものであり、国はこれを誠実に遵守する必要がある（憲法98条2項）のであるから、一時的な措置で終わらせるべきではない。

当会は、日本で生活する子ども及び成年となった者の基本的人権の擁護を図るため、また人道的見地から、対応方針の適用範囲を拡大することを強く求める。

2023年（令和5年）11月21日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹